

**エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法
に係る詳細設計**

2021年2月

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会

合同会議

はじめに	2
I. 市場連動型の FIP 制度	3
(1) 交付対象区分等の決定及び入札を実施する交付対象区分等の指定	4
(2) 基準価格及び交付期間の決定	5
(3) 卸電力取引市場の価格の参照方法.....	5
(4) 出力制御が発生するような時間帯におけるプレミアム.....	7
(5) 卸電力取引市場以外の価値の取扱い.....	7
(6) バランシングコストの取扱い.....	8
(7) 出力制御における FIP 電源の取扱い.....	10
(8) 蓄電池併設の取扱い	10
(9) オフテイカーリスク対策（一時調達契約）	11
(10) 沖縄地域・離島等供給エリアの扱い	12
(11) 発電事業計画及び定期報告.....	13
(12) アグリゲーション・ビジネスに資する FIP 制度の詳細設計.....	14
II. 系統増強費用への賦課金投入	17
III. 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度	19
IV. 長期未稼働案件に対する対応	22
(1) 失効制度の詳細設計	22
(2) 2017 年度以前に認定を受けた太陽光以外の案件に対する運開期限の新規設定.....	23
V. その他（公表制度、納付金返還制度）	25
(1) 公表制度.....	25
(2) 納付金返還制度.....	25
委員等名簿	27
開催実績	29

はじめに

再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源である。我が国では、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、初めて再生可能エネルギーを主力電源化していく方向性が掲げられた。また、2020年10月には菅内閣総理大臣より「2050年カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指す」ことが宣言された。こうした情勢を背景に、再生可能エネルギーについて、最大限導入と国民負担の抑制を両立しながら「主力電源化」に向けた環境整備を進めていくことが不可欠である。

2012年から施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）において、2020年度末までにFIT制度の抜本見直しを行うと規定されていたことを受けて、2019年9月以降、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（以下「再エネ主力化小委員会」という。）において、FIT制度の抜本見直しの検討が進められ、2020年2月に中間取りまとめがなされた。これを踏まえ、同年6月、再エネ特措法改正法を含む「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（以下「エネルギー供給強靱化法」という。）が成立した。これにより、市場連動型のFIP制度、系統増強費用への賦課金投入、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度、長期未稼働案件に対する失効制度等の抜本見直しの内容が措置され、2022年4月から施行されることとなっている。

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 合同会議（以下「合同会議」という。）では、上記のエネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法（以下「改正法」という。）の施行に向けた詳細設計等について、2020年7月から7回にわたって議論を重ねてきた。この議論の結果について、合同会議としてここに取りまとめる。

政府においては、本報告書の内容を尊重し、引き続き施行に向けた準備を進めるとともに、再生可能エネルギーを取り巻く様々な立場の関係者（再エネ発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者、電力広域的運営推進機関、日本卸電力取引所、金融機関等）が、制度について正しく理解・認識し、今後も再エネ事業が継続・拡大するよう、また、業務実施のために必要な連携が円滑に行われるよう、各関係者に対して適確な情報発信を行い、必要な周知・広報に努めるべきである。

I. 市場連動型の FIP 制度

再生可能エネルギーの主力電源化の実現にあたり、FIT 制度における導入拡大やコスト低減等を踏まえた次のステップとして、再生可能エネルギーを電力市場へ統合していく必要がある。この点、再エネ主力化小委員会において、2019 年 9 月から、電力市場への統合を図る新制度の在り方として、欧州等で導入が進んでいる FIP (Feed-in Premium) 制度を念頭に議論が重ねられ、2020 年 2 月に中間取りまとめがなされた。また、この内容を踏まえた再エネ特措法の改正を含むエネルギー供給強靱化法が 2020 年 6 月に成立し、2022 年 4 月から、FIT 制度に加え、市場連動型の FIP 制度が創設されることとなった。

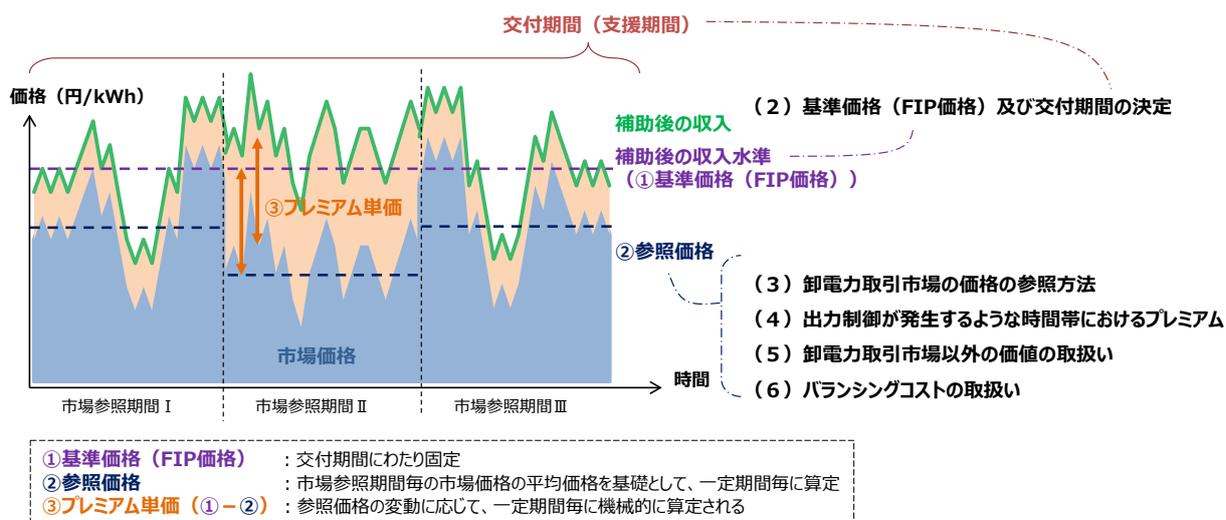
FIP 制度は、発電事業者が、卸電力取引市場や相対取引で、発電した再生可能エネルギーを市場に供給した場合に、基準価格と参照価格の差額をプレミアムとして交付する制度である。これにより、再生可能エネルギーの自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、同時に投資インセンティブが確保されるように支援することを図るものである。

また、再生可能エネルギーの電力市場への統合を促し、競争力ある産業を育成していくためには、FIP 電源や卒 FIT 電源を含む再生可能エネルギー・分散型リソースの活用を促進する周辺ビジネス、特に、アグリゲーション・ビジネスの発展が重要である。再生可能エネルギーの電力市場への統合を通じた導入拡大と新たなビジネスの創出に向け、アグリゲーター（特定卸供給事業者）ライセンスの詳細制度設計や時間前市場の活性化、蓄電システムの普及拡大等の市場環境整備に係る議論が他の審議会でも並行して行われており、FIP 制度の詳細設計と整合的に進めてきたところではあるが、本報告書では、改正法に基づく FIP 制度の詳細検討に焦点を絞り、以下のとおり取りまとめる。

まず、FIP 制度の詳細設計における基本的な方針として、FIP 制度が再生可能エネルギーの自立化へのステップであることを踏まえ、FIP 制度を構成する各要素について、FIT 制度から他電源と共通の環境下で競争するまでの途中経過に位置付けられるように設計した。

また、再生可能エネルギーを、FIP 制度を通じて電力市場への統合を進めていく趣旨からは、電力市場への統合が進むかどうか、電力市場全体のシステムコストが低減する方向に働くかどうか、といった観点が重要であり、FIP 制度を取り巻く各要素が電力市場をなるべく的確に反映すべきである。同時に、再生可能エネルギーがまだ自立しておらず、かつ、国民負担を抑制しながら再生可能エネルギーを最大限導入していく観点からは、過度に不確実性が高い制度にならないようにすることも大切である。さらに、利用しやすい制度とするため、シンプルな制度設計にすることも重要である。FIP 制度の詳細設計に当たっては、上記の点を基本的な方針とした上で、以下のとおり各要素を設計した。

(1) 交付対象区分等の決定及び入札を実施する交付対象区分等の指定



- (7) 出力制御におけるFIP電源の取扱い
- (8) 蓄電池併設の取扱い
- (9) オフテイクリスク対策 (一時調達契約)
- (10) 沖縄地域・離島等供給エリアの扱い
- (11) 発電事業計画及び定期報告
- (12) アグリゲーション・ビジネスに資するFIP制度の詳細設計

(1) 交付対象区分等の決定及び入札を実施する交付対象区分等の指定

FIP 制度の対象となる区分等 (交付対象区分等)、またその対象区分等のうち FIP 価格 (基準価格) に関する入札を実施する区分等については、再エネ主力化小委員会の中間取りまとめにおいて、「市場への統合による効果が期待できるものを念頭に置きつつ、各電源の案件の形成状況や市場環境等を踏まえ、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが適切である」と整理されており、改正法においても、調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定することと規定された。

合同会議においては、調達価格等算定委員会にて検討を進めるため、電源毎の状況 (例えば、発電特性、規模、国内外コスト動向) や事業環境 (例えば、卸電力取引市場の取引条件、アグリゲーター動向)、諸外国の事例について、具体的に整理を進めた。

なお、調達価格等算定委員会では、当該整理も踏まえ、2022 年度 (FIP 制度施行初年度) の交付対象区分等及び交付対象区分等のうち入札を実施する区分等に関する意見を含む「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」が 2021 年 1 月に取りまとめられている。具体的には、2022 年度における交付対象区分等 (新規認定) は、電源種別によって、一定規模以上は新規認定で FIP 制度のみが認められるようになることに加え、新規認定で FIT 制度が認められる対象についても、50kW 以上については、事業者が希望する場合は、FIP 制度の新規認定を選択可能とされている。また、既に FIT 認定を受けている電源については、FIP 制度への移行を促して、アグリゲーション・ビジネスの活性化や再生可能エネルギーの市場統合を促進することが重要であることから、事業者が希望するのであれば、FIP 制度への移行認定が認められる。移行認定は価格変更される事業計画の変更に該当せず、基準価格は調達価格と同水準、交付期間は調達期間の残存期間とする、といった内容である。

(2) 基準価格及び交付期間の決定

改正法において、FIP 制度における基準価格は、FIT 制度における調達価格と同じく、当該区分等における再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、価格目標、再エネ電気供給量の状況、適正な利潤その他の事情を勘案して定めるものと規定された。また、FIP 制度においてプレミアムが交付される期間（交付期間）は、FIT 制度における調達期間と同じく、当該区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものと規定された。加えて、基準価格及び交付期間は、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが規定された。

FIP 制度では、再エネ発電事業者が、電力需給に応じて変動する市場価格を意識し、市場価格が高いときに売電する工夫をすることで、より収益を拡大できる。このため、FIP 制度の基準価格と FIT 制度の調達価格は、対象区分等の違いによる価格差に加え、事業者ノウハウの成熟によって差が出てきうる。他方、FIP 制度導入当初は、再エネ発電事業や周辺ビジネスが電力市場への統合に向けて動き出そうとするところである。そのため、合同会議においては、積極的な FIP 制度への参入を促して電力市場への統合を進めるためにも、制度開始当初は、FIP 制度の基準価格を、FIT 制度の調達価格と同じ水準とするという方向性を整理した。また、FIP 制度における交付期間は、改正法の規定を踏まえ、FIT 制度における調達期間と基本的に同じとすることが適切という方向を整理した。以上の整理も踏まえ、調達価格等算定委員会では、「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」が 2021 年 1 月に取りまとめられている。

(3) 卸電力取引市場の価格の参照方法

FIP 制度におけるプレミアム（供給促進交付金）の額は、改正法において、「基準価格」から「参照価格（市場参照期間毎の市場価格の平均価格を基礎に、対象区分等ごとの季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案して算定された額）」を控除した額（プレミアム単価）に「再エネ電気供給量」を乗じた額を基礎として、一定期間（交付頻度）毎に算定されることが規定された。

参照価格の算定方法については、合同会議にて、再生可能エネルギーの市場統合と市場参加者の事業環境整備を目指す観点から、①電力市場をなるべく的確に反映すること、②過度に不確実性が高くないこと、③シンプルな制度設計とすることに留意しつつ、卸電力取引市場の価格の参照方法並びに後述する卸電力取引市場以外の価値の取扱い及びバランシングコストの取扱いについて、設計を進めた。

FIP 認定事業者が kWh 価値を取引するには、主に卸電力取引市場における売買取引又は小売電気事業者等への電力の卸取引により供給することになると考えられる。参照価格を FIP 制度対象事業に広く適用することをふまえると、kWh 価値に係る参照価格については、卸電力取引市場の価格をもとに参照することが適切である。以下、卸電力取引市場の価格の具体的な参照方法を、整理した。

● 市場価格指標

エリアをまたぐ取引量が地域間連系線の送電可能量を上回る場合、エリア間で市場が分断され、約定価格もシステムプライスではなく個々に約定処理を行った場合のエリアプライスが適用される。このため、参照する卸電力取引市場の価格についても、エリアプライスをもとに算定することとした。

また、電力市場価格をよりの確に反映しつつ、FIP 制度の目的である、市場価格の変動をふまえた発電事業者の発電・売電行動を促すという趣旨から、実需給断面に近いタイミングで取引が行われるスポット市場と時間前市場の価格を加重平均することとした。

● 自然変動電源の発電特性

太陽光発電や風力発電といった自然変動電源は、発電特性に起因して、季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の発電量が大きく変動する。このため、卸電力取引市場価格を単純平均すると、太陽光発電や風力発電が卸電力取引市場から確保することが期待される収入水準とは、大きく乖離する可能性がある。

発電特性を考慮した卸電力市場価格を参照するため、太陽光発電と風力発電については、現在、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が公表するエリアの供給実績（電源種別、1時間値）を利用して、上記の市場価格指標の加重平均を取ることにした。

なお、自然変動再エネ以外の電源の参照価格は、参照する卸電力取引市場価格の単純平均を取ることとした。

● プレミアムの交付頻度

プレミアムを精算・交付する頻度（交付頻度）については、発電事業者に、1ヶ月程度の頻度で支払いが発生する運転維持費もあり、資金繰りを安定化させることは事業を遂行する上で非常に重要な要素であることを踏まえ、1ヶ月とすることとした。

● 市場参照期間・市場参照時期

市場価格を参照する時期（市場参照時期）や、卸電力取引市場の参照価格が更新される頻度（市場参照期間）については、再生可能エネルギーの市場統合を進める観点から、電気の需要が少ない季節には卸市場価格が安くなるといった価格シグナルが事業者に伝わるように設計することが適切である。一方、事業期間全体を通じた期待収入が確保されるようにすることで、事業リスクを抑えることも重要である。

こうした適切な価格シグナルの形成と事業者にとっての基本的な期待収入の確保を両立させるため、卸電力取引市場の参照価格は「前年度年間平均市場価格＋月間補正価格（＝当年度月間平均市場価格－前年度月間平均市場価格）」により算定することとした。

月ごとに補正を行うことにより、実質的に、当期の市場価格に近い実績を参照価格に反映し、年間を通じて見れば、基本的な期待収益を確保することができる。また、FIP 認定事業者が燃料調達の手配やメンテナンスを不需要期に実施する等、季節を跨いだ行動の変容を促すインセンティブとなることが期待される。

なお、2020年12月下旬から翌年1月にかけて、寒さによる電力需要の増加等を受けてスポット市場

価格が高騰したが、現在、当該事象については様々な視点から包括的な検証が実施されているところ、まずは、この検証も踏まえ、安定供給や市場制度のあるべき姿の検討が行われることが重要である。その上で、FIP 制度における卸電力取引市場の価格の参照方法についても、必要に応じて改めて検討することとする。

(4) 出力制御が発生するような時間帯におけるプレミアム

再生可能エネルギーの市場統合を進めるためには、電気の需要が少ない時間帯には卸市場価格が安くなるといった価格シグナルが事業者に伝わるようにすることが重要である。この観点からは、出力制御が発生するような時間帯においてプレミアムを交付することは、制度趣旨に沿わず適切ではない。

他方、出力制御が発生するような時間帯においてプレミアムを交付しない場合、FIP 制度が、電気供給が効率的に実施される場合に通常要する費用等について投資回収の予見可能性を確保する制度であることを踏まえると、何らかの工夫により事業者が期待収入を回収できる制度設計とする必要がある。

以上を踏まえ、事業者に対して電気の需給を反映した価格シグナルを発するとともに、事業者がこの価格シグナルを受け、より多くの収入を受けることのできる時間帯に発電量をシフトする等の行動を促すため、スポット市場におけるエリアプライスが 0.01 円/kWh になった各 30 分コマ・エリアを対象に、プレミアムを交付せず、その分のプレミアムに相当する額を、上記以外の各 30 分コマ・同一エリアを対象に電源種別¹に割り付けるかたちで、プレミアムの算定を行うこととした。なお、(5) 及び (6) に後述するとおり、環境価値相当額やbalancingコストは、参照価格の算定に織り込むこととしたことからプレミアムの額にも反映され、上記の割り付けはこれらも加味した上で行われることになる。

このような算定方法とすることにより、FIP 認定事業者が、蓄電池併設や太陽光パネル設置方法の工夫などにより、エリア全体で自然変動電源が余剰し、出力抑制を余儀なくされるような時間帯の電気供給を避け、これ以外の時間帯に電気供給を行うインセンティブとなることが期待される。なお、出力制御に応じて電気供給をしない場合については、(7) に後述するとおり無補償となる。

(5) 卸電力取引市場以外の価値の取扱い

参照価格の算定に当たっては、卸電力取引市場のみならず、電力市場をなるべく的確に反映するという観点からも、FIP 制度の下で発電事業者がどの市場から収入を確保できるかを踏まえる必要がある。そこで、各電力市場（非化石証書取引市場、容量市場、需給調整市場）への FIP 電源の参入可否について整理し、市場と FIP 制度の双方からの価値の二重取りにならないよう、FIP 電源が参入し、自ら収入を確保できると整理された市場について、適切な参照方法とする必要がある。

● 非化石価値取引市場

FIP 制度の目的が再生可能エネルギーの電力市場への統合であることを踏まえ、FIP 電源の持つ環境価値は、再エネ発電事業者が自ら販売する仕組みとし、再エネ発電事業者が市場で得る収入であると整

¹ 電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が公表するエリアの供給実績（電源種別、1 時間値）を利用して割り付ける。ただし、エリアによっては、一部種類の非変動電源の導入実績がなく供給実績が取得できないため、当該エリアの当該電源種については一定出力で供給し続けると仮定して割り付ける。

理の下、プレミアムの額を設定するという考え方を、中間取りまとめで整理した。

FIP 電源の持つ環境価値がプレミアムによる支援対象に含まれないという合同会議における整理において、需要家から見た場合、基本的に、FIP 電源と非 FIT 電源の再エネ価値については等価と考えられる。また、FIP 制度の対象は、太陽光等、再エネ電源であることを踏まえ、FIP 電源の持つ環境価値は、非化石価値取引制度における非 FIT 非化石証書（再エネ指定）とすることとした。

その際、FIP 認定事業者が、プレミアムによる補填を前提として、非化石証書を安易に低い価格で取引するようなことがあれば、FIP 制度の趣旨である市場への統合の一環として、市場での取引を工夫することにより一定の収入を確保する観点から問題となる。このため、FIP 認定事業者が、非化石証書の取引によって収益性を高め、プレミアムへの依存度を低減させていくインセンティブを持たせる措置を講じることが重要である。また、FIP 認定事業者は、オークションではなく相対取引によって非化石証書を取引することも可能であり、交付するプレミアムの算定において事業者毎の相対取引額を控除することも考えられるが、相対取引による環境価値相当額を正確に把握することは困難であり、透明性の担保に課題がある。

以上を踏まえ、環境価値相当額として参照する価格として、「非 FIT 再エネ指定」の市場価格を参照するとともに、FIP 認定事業者による市場応札行動が市場価格に影響を及ぼすことを防ぐため、過去の市場価格（直近 1 年間（4 回開催分）の価格）の平均値（約定量による加重平均）を参照することとした。また、環境価値相当額をふまえた参照価格の算定に当たっては、非化石価値取引市場で得ることができる収入を FIP 制度のプレミアムの金額に適切に反映するため、(2) で算出した卸電力市場の参照価格に環境価値相当額（環境価値の参照価格）を加算して、参照価格やプレミアムを算定することとした。

なお、非化石価値取引制度は、需要家の環境価値に対するニーズの高まりに伴い、今後見直しが進められる可能性もあるため、非化石価値取引制度の見直しがあった場合には、上記の取扱いについても、必要に応じて見直しを行うこととした。

● 容量市場

容量市場と FIP 制度の双方からの kW 価値二重取り防止、及びシンプルな制度設計の観点から、FIP 電源は、容量市場に参入可能な対象電源から除外することとした。

● 需給調整市場

FIP 制度は自立化へのステップとして、再エネの市場統合を目指すものであること、また、需給調整市場への参入を認めた場合でも、価値の二重取りにはならないと考えられるため、FIP 電源の参入を認めることとした。なお、参入にあたっては、需給調整市場のリクワイアメントを満たす必要がある。

(6) バランシングコストの取扱い

FIP 認定事業者は、再生可能エネルギーの市場統合を進め、電力システム全体の調整コスト削減効果を最大限引き出す観点から、発電バランシンググループ (BG) 単位で、供給する電気の計画値と実績値を一致させることが求められ（計画値同時同量制度）、計画値と実績値の差分が発生した場合には、その差分調整に係る費用の負担（インバランス負担）が課される。これに関して、中間取りまとめでは、再エネ発電事業者のインバランス負担軽減のための経過措置等も検討すべきであること、軽減の程度を

徐々に減らすなどインバランス抑制のインセンティブとも両立させる工夫が必要であることが整理された。

これらを踏まえ、合同会議では、参照価格の算定に当たり、計画値同時同量に対応するためのコスト（balancing cost）にも配慮することとした。その際、これまで市場取引のノウハウを持つ再生可能エネルギーが少なかったなかで、FIP 制度導入初期の事業環境をどのように整備するかという短期的視点や、今後増加する卒 FIT も計画値同時同量制度への対応が求められることをふまえ、再生可能エネルギーが円滑に電力市場に統合されるためにどうあるべきかという中長期的視点などを考慮した。

● FIP 制度におけるbalancing costの考え方

balancing costに配慮するにあたっては、インバランスを抑制させるインセンティブを持たせ、事業者が当該コストを下げるよう努力する設計にすることが重要である。このため、個々の再エネ発電事業者が実際に発生させたインバランスに対して負担軽減される仕組みではなく、現行 FIT 制度におけるインバランスリスク料と同様に、再エネ電気の供給量に応じて kWh 当たり一律の額を交付することによって、インバランスを抑制し、コスト・メリットが出るような仕組みとすることとした。

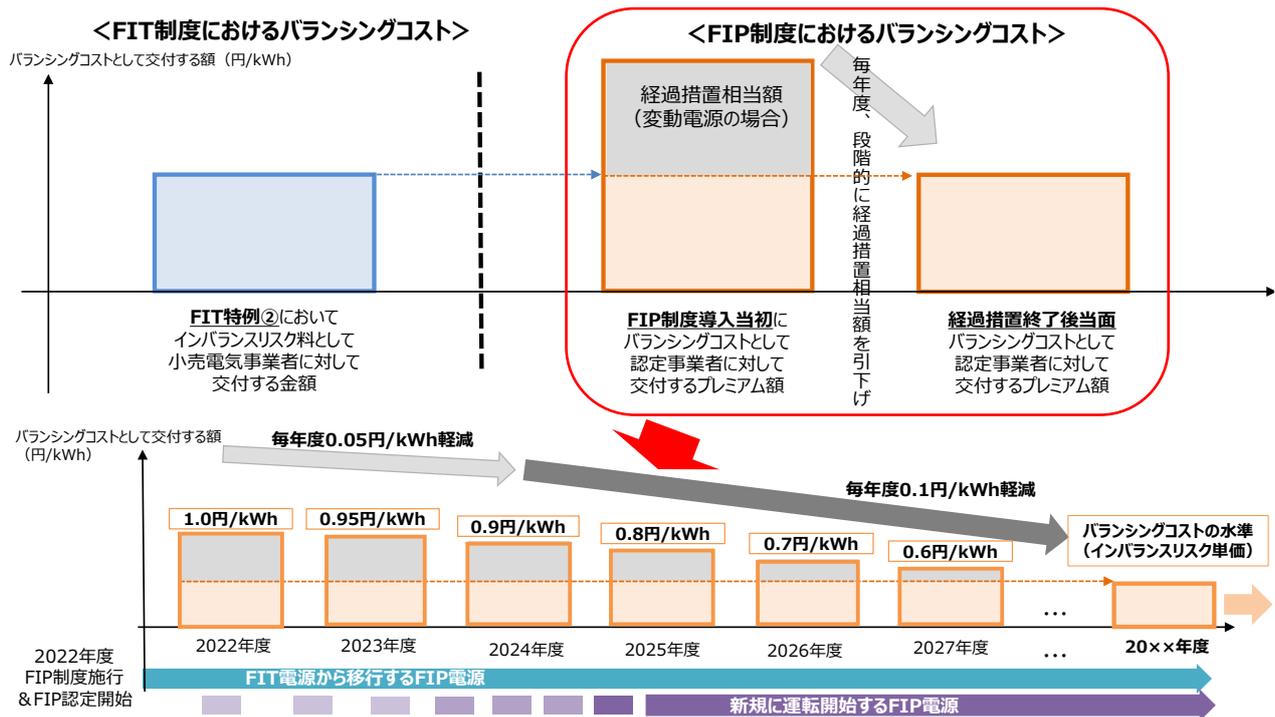
FIP 制度において、具体的に再エネ発電事業者に生じる追加的な業務やリスクは、a) 発電計画の作成、b) インバランスの精算、c) プロファイリングリスク等である。a) 及び b) については、FIT インバランス特例②を選択している小売電気事業者に「FIT インバランスリスク料」が交付されていることを踏まえ、プレミアムを計算するための「参照価格」の算定に当たり、「FIT インバランスリスク料」に相当する額（balancing costの目安）を勘案することを基本とすることとした。

また、変動電源（太陽光発電、風力発電）については、制度開始当初は、上記 a) ～c) に係る技術やノウハウの蓄積が必要と考えられるため、事業者の声や諸外国の例を踏まえ、経過措置として一定の配慮を行い、年限とともに、経過措置を減じることにより、早期に FIT 制度から FIP 制度へ移行するインセンティブを付与する仕組みとすることとした。非変動電源（地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電）は、b) 及び c) のリスクが限定的であることを踏まえ、FIP 制度施行当初から、balancing costの目安のみとすることとした。

なお、balancing costは、参照価格を算定する際に卸電力市場価格と環境価値の合計額から控除することにより、結果としてプレミアムに加算されるようにした。

● balancing costの経過措置

balancing costの経過措置は、2022 年度は 1.0 円/kWh とし、現在、認定取得後の運転開始期限は最短の事業用太陽光で 3 年間であることを鑑み、FIP 制度施行から 3 年間は、経過措置の水準を緩やかに 0.05 円/kWh ずつ低減、新規に運転開始する FIP 電源も増えてくることが見込まれる 4 年目以降は 0.1 円/kWh ずつ低減させることで、「balancing costの目安＝FIT インバランスリスク料と同額」を目指すこととした。加えて、中長期的には、周辺ビジネスの環境に応じて、balancing cost自体の低減を目指すこととした。



(7) 出力制御における FIP 電源の取扱い

FIT 制度の下では、30 日等出力制御枠を超過して太陽光及び風力の連系が見込まれるエリアにおいては、一般送配電事業者が「指定電気事業者」に指定され、その後に接続契約を締結した事業者は無制限無補償で出力制御に応じる義務がある。また、試行ノンファーム適用の FIT 電源は、系統混雑時には無補償で出力制御に応じるといった義務がある。こうした出力制御は、FIT 制度の下に限らず、FIP 制度の下でも同じ義務が適用されることとした。

また、現在では、新たに接続契約を締結する事業者はオンライン化が義務づけられているところ、FIP 制度の下で新規連系する事業者もオンライン化を義務づけることとした。FIT 制度事業者が希望して FIP 制度へ移行する場合は、オンライン制御がエリア全体の出力制御量低減に資することを踏まえ、オンライン事業者であること、もしくはオンライン化することを移行認定の要件とすることとした。

(8) 蓄電池併設の取扱い

FIP 制度において、FIT 制度と同様、蓄電池に認定発電設備に係る再エネ電気のみが充電されることが担保される構造になっていれば、蓄電池に充電された当該電気が供給されたときにはプレミアムの交付対象とすることとした。また、蓄電池への充電後の再エネ電気に対して出力制御を指示することとし、出力制御時に蓄電池に充電された再エネ電気が供給されたときにはプレミアムの交付対象とし、出力制御時に蓄電池に充電された場合も出力制御を実施されたものとみなすこととした。

加えて、FIP 制度では、事業者が蓄電池を活用して効率的に売電することにより、電力の需給状況や市場価格を意識した電気の供給が促されることに加え、インバランスについても蓄電池を活用することでその発生を抑制しやすくなる。このように FIP 制度の趣旨である電力市場への統合が促進されること

に加え、FIT 制度における事後的蓄電池への対応が国民負担の増大を懸念したものであったことを踏まえ、2022 年度以降に新規に FIT 認定または FIP 認定を取得する太陽光発電については、FIP 制度の下で太陽光発電設備のパワコンより太陽光パネル側に蓄電池を新增設する場合についても、事後的な蓄電池の併設²を、基準価格の変更なしに認めることとした。

(9) オフテイクーリスク対策（一時調達契約）

一時調達契約は、改正法において、FIP 制度の交付期間内において、FIP 認定事業者の責めに帰することができない事情により再エネ電気の供給に支障が生じた場合に、当該認定事業者が、経済産業省令で定める期間・価格により、FIT 送配電買取のようなスキームで電気事業者に対し電気の買取りを申し込むことができる制度として規定されている。

当該制度は、次の取引先が見つかるまでの一時的な緊急避難措置であるため、FIP 制度による市場への統合を妨げないように、利用可能期間や買取りの価格について、FIP 制度の下で市場取引を行うことにインセンティブが働くようにしつつ、設計することが適切である。以上を踏まえ、施行当初においては、以下の方針とし、また、機能しない又は乱用されるといったことがあれば、必要に応じて見直すこととする。

● 利用可能な対象

FIP 制度は、「再エネ発電事業者もインバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせるべき」という考えにもとづくものであることを踏まえ、一時調達契約を利用可能な小規模事業者は、卸電力取引市場の最小取引単位（現行では 100kWh/時間）や資産要件（現行では純資産額 1,000 万円以上）を満たさず、卸電力取引市場での取引ができない者に限ることとした。

卸電力取引市場の最小取引単位との関係では、具体的には、①自然変動電源でも設備容量が 1,000kW 以上であれば、発電された電気の 80%をスポット市場で売電できると見込まれること、②一時調達価格は後述のとおり基準価格の 80%とするため、1,000kW 以上の電源であればスポット市場への売電により、相応の収益が期待できることを踏まえ、1,000kW 未満の電源とすることとした。

● 利用可能な条件

以下①の電気供給先が、以下②の認定事業者の責めに帰することができない事情に該当する場合を利用可能な条件とした³。

① 電気供給先

電気事業法上の a) 小売電気事業者、b) 特定卸供給事業者（2022 年 4 月施行）、c) 日本卸電力取引所（JEPX）取引会員、または、d) 再エネ特措法上の認定発電設備を用いて発電した電気を、認定事業者等から調達し、小売電気事業者、特定卸供給事業者、または、JEPX 取引会員に供給する者。

② 認定事業者の責めに帰することができない事情

² ここでいう「事後的な蓄電池の併設」とは、FIP 制度の下で、太陽光発電設備のパワコンより太陽光パネル側に蓄電池を新增設し、かつ、蓄電池に充電した電気を逆潮させる際に区分計量して FIP 外で売電できないものを指す。

³ なお、一時調達契約はあくまで特別措置であり、認定事業者においては、原則として一時調達契約を利用せずに済むよう努めるべきである。

i) 破産等⁴、ii) 事業廃止・休止、iii) 契約上の債務不履行⁵、または、iv) 当該電気を特定の需要家に供給する契約を締結している場合に当該需要家が、前記 i) ～ iii) に該当する場合。

● 一時調達価格・利用可能な期間

諸外国が基準価格の80%以下かつ連続最長3ヶ月としていること、国内にどのようなオフテイカーが台頭するか市場環境を見極めていく必要があること、市場取引と比べてしっかりとディスインセンティブが働くようにすべきこと、といった観点をふまえ、一時調達価格は「基準価格の80%」とし、利用可能な期間は「連続最長12ヶ月」とした。

● 供給または使用

一時調達契約は、市場取引等による電気供給に支障が生じた場合を念頭においたオフテイカーリスク対策である。この趣旨を鑑み、一時調達契約により電気を調達する電気事業者は、FIT送配電買取における電気の供給または使用のうち、再生可能エネルギー電気特定卸供給以外の方法（卸電力市場取引、再生可能エネルギー電気任意卸供給、または、使用）によって、電気を供給または使用する場合に限ることとした。

(10) 沖縄地域・離島等供給エリアの扱い

電気事業法では、離島の需要家に対しても他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給することを、一般送配電事業者に義務付けている。電気事業法にもとづく離島供給が行われている離島では、①卸電力取引市場での売買取引ができないことに加え、②小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者への電力の相対取引による供給の機会も限られている。

また、沖縄地域では、他地域の電力系統と連系されておらず、広域融通の枠外であり、卸電力取引所を通じた電力取引ができず、kWh 価値の取引方法が相対取引に限られる。

このため、こうした地域について、FIP制度の対象区分等を決定、適用する際、または、kWh 価値の取引方法や参照価格を検討する際には、そうした特殊性をふまえた検討が必要である。

● 沖縄地域の扱い

FIP制度の導入に伴い、再エネ事業者自ら又は再エネ電気の供給を受けるアグリゲーター等は、市場で電気を取引し、計画値同時同量に対応することが求められる。しかし、沖縄地域では卸電力取引所が存在せず、スポット市場や時間前市場における電力取引ができないため、kWh 価値の取引方法が相対取引に限られ、インバランス回避の手段も他の供給区域と異なり限定される。

このような環境では、アグリゲーター等の参入も難しく、FIP制度の下で再生可能エネルギーの適切な導入拡大を期待することが厳しくなり、沖縄地域における再エネ導入が滞ることが危惧される。このため、沖縄地域においては、他の地域では新規認定でFIP制度のみ認められる対象についても、少なく

⁴ 破産法に基づく破産及びこれに準じるもの。

⁵ 一時調達契約を締結するに当たっては、原則としてももとの電気供給先との契約が終了しているべきであるが、制度趣旨を鑑み、当該事情に該当する場合は、FIP認定事業者が、契約の解除に向け、催告等の手続を行っていることを示すこと等による対応を含む。

とも FIP 制度開始当初においては、FIT 送配電買取を引き続き適用できることとした。なお、事業者が、沖縄地域で FIP 制度の適用を希望する場合に参照する卸電力取引市場の価格は、沖縄地域の FIT 制度における回避可能費用としてシステムプライスが適用されていることを参考に、システムプライスとすることとした。

また、沖縄地域においても再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めていくことは必要であり、沖縄地域における電力市場の競争環境等を注視しつつ、必要に応じて上記の取扱いを見直すこととした。

● 離島等供給エリアの扱い

電気事業法にもとづく離島等供給が行われる地域（現行の離島に加え、2022 年 4 月からは指定区域供給制度により指定された地域）では、卸電力取引市場での売買取引ができないことに加え、小売電気事業者または登録特定送配電事業者への電力の相対取引による供給の機会も限られる。

こうした環境では、発電された再エネ電気を買取る事業者は恒常的に送配電事業者にはほぼ限られることをふまえると、離島等供給エリアにおいても、沖縄以外の地域では新規認定で FIP 制度のみ認められる対象についても、少なくとも FIP 制度開始当初においては、FIT 送配電買取を引き続き適用できることとした。

また、離島等供給エリアが変更になる場合には次のように整理した。まず、FIP 認定設備が所在する地域が新たに離島等供給エリアに追加された場合、FIT 送配電買取への移行を認める。次に、FIP 制度開始以降、上記の離島等供給エリアの扱いに基づき FIT 送配電買取を適用した場合において、当該 FIT 認定設備が所在する地域が離島等供給エリアから除外された場合、事業途中で当初想定されなかった設備・体制の追加整備を求められることは予見性確保の観点から望ましくないため、離島等供給エリアで FIT 送配電買取の認定を取得した事業については FIP 制度への移行を義務的には求めない。

なお、調達価格等算定委員会では、以上の整理も含む意見が、「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」として 2021 年 1 月に取りまとめられている。

（1 1）発電事業計画及び定期報告

FIP 制度の適用を受けるためには、FIT 制度と同様、再生可能エネルギー発電事業計画を作成・申請し、その発電事業計画が、再エネ電気の利用の促進に資するものとして基準に適合すること、再エネ発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること、再エネ発電設備が安定的かつ効率的に発電できると見込まれること、といった基準に適合すると認められ、認定を取得することが必要である。

具体的には、例えば、FIT 制度の適用を受けるための発電事業計画では、土地が確保されて調達期間終了まで同一場所で発電を行う計画であること、電気事業者の接続同意を得ていること、適切な保守点検及び維持管理の体制を整備し実施すること、関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること、といった認定基準があり、これらの多くは、適切な再エネ発電事業を実施する観点から、FIP 制度の適用を受けるためにも満たすべき認定基準と考えられる。

他方、FIP 制度では、FIT 制度と異なり、認定事業者に対し、他の電源と同様に市場取引を行うことが求められていく。すなわち、発電した電気を自ら取引すること、インバランスの発生を抑制するインセンティブを持たせることが求められていく。これらを踏まえ、FIP 制度の下での適切な事業実施を促す

ため、例えば、FIP 制度の適用を受けるための発電事業計画については、電気の取引方法（卸電力取引市場で自ら取引、小売電気事業者へ卸供給等）や需給管理の方法（自ら実施、小売電気事業者に委託等）等について記載を求めることとした。⁶

加えて、FIT 制度では、認定基準として報告が義務付けられている定期報告において、年間発電量や年間売電量といった情報の提供を求めているが、FIP 制度では、これらに加え、電気の取引方法別に、年間売電量の提出を求めるなどし、再生可能エネルギーの電力市場への統合に向けた動向を捕捉していくこととした。

（12）アグリゲーション・ビジネスに資する FIP 制度の詳細設計

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、再生可能エネルギーについて、蓄電池等も活用しつつ、適切な需給管理を行い、従来型の電源等と共通の環境下で競争できるビジネス環境を整備することが重要である。

これまで現行 FIT 制度の下で導入されてきた再生可能エネルギーは、一般送配電事業者がインバランスクラスを負っているケースが多く、再生可能エネルギーの需給管理を行うノウハウを有する再エネ発電事業者や小売電気事業者は少ない。一方、今後、卒 FIT の増加や、FIP 制度の導入に伴い、再エネ事業者も需給管理の責任を行う必要が出てくる。大規模な再エネ事業であれば、このような需給管理を自ら行うことも考えられるが、小規模な再エネ事業については、それらを束ね、蓄電池等の分散型リソースと組み合わせて需給管理を代行するといったようなアグリゲーション・ビジネスの発展が重要であると考えられる。

また、アグリゲーターは需給管理以外にも様々な価値を提供することができる。例えば、再生可能エネルギーの主力電源化に伴い柔軟な調整力の重要性が高まると想定されているが、欧州等の先進的な電力市場では、アグリゲーターが需給調整市場等での取引を通じてこうした価値を提供し、再生可能エネルギーの主力電源化を下支えしている。

このため、FIP 制度の詳細設計においても、アグリゲーション・ビジネスの活性化に資する検討を進めた。

● 柔軟な BG 組成（FIP と FIP 以外のリソースとの同一 BG 組成）

現行、FIT 制度では、FIT 電源のインバランスクラスの精算方法が、FIT 電源以外の電源と異なるため、FIT 電源のみで独立したバラシンググループ（BG）組成を求められている。

これに対し、再生可能エネルギーの電力市場への統合、更には将来的な自立化を目指す仕組みである FIP 制度では、調整力を効率的に確保しながら国民負担を抑制することが求められる。しかし、FIP 電源は自然変動電源が大宗を占めると予想されることを踏まえれば、FIP 電源のみで発電計画を立て、計画値同時同量を満たすように市場取引を行うことは容易ではない。

こうした FIP 認定事業者やアグリゲーターは、自然変動電源、調整可能電源、DR や蓄電池等を組み合わせた BG を組成し、市場価格やインバランスクラス料金を参照しつつ、市場価格等が高いと見込まれるとき

⁶ 後述のとおり、FIT 制度から FIP 制度へ移行するための認定要件としては「供給しようとする電気の取引方法が定まっていること」を求めるが、新規で FIP 認定を受けようとする事業については、運転開始まで複数年かかることを踏まえ、取引方法が具体的に決定していることまでは求めないこととする。

(システム全体の供給力が逼迫しているとき)には出力を上げ、低いと見込まれるとき(システム全体の供給力が余剰しているとき)には出力を下げるといった行動を取ることで、市場を通じてシステム全体の需給が緩和され、ひいては再生可能エネルギーのためのバックアップ電源の削減等を通じて、社会全体のコストの低減につながることを期待される。

また、発電 BG の規模が大きくなることによって、需給管理に必要となる kWh あたりの固定費の削減につながり、BG を組成する電源の数が増えることによって、変動電源の出力変動に対する均し効果が期待できる。さらに、発電 BG を組成する電源の種類の多様化により、変動電源の出力変動を同じ発電 BG に属する調整可能な電源等によって、効率的に需給調整することができる。

以上を踏まえ、FIP 電源については、FIP 電源以外の一般電源や他のリソースと一緒に発電 BG を組成することを認める方向で体制及びシステムの整備を進めることとした。⁷

● FIT 制度から FIP 制度への移行認定・インセンティブ

前述のとおり、調達価格等算定委員会において、FIT 認定事業者が希望するのであれば、FIP 制度への移行認定を認めることが意見として取りまとめられた。

アグリゲーション・ビジネスを活性化し、再エネ電源の円滑な電力市場への統合を促進する観点からは、既に FIT 認定を受けている者のうち、FIP 制度へ移行することにより、積極的に市場統合を目指そうとする者に対して適切なインセンティブを付与するとともに、FIT 認定事業者が正しく制度を理解した上で制度を移行でき、更には最終的に国民負担の抑制につながる仕組みとしていくことが重要である。インセンティブの在り方については(6) バランシングコストの取扱いを参照。また、(8) 蓄電池併設の取扱いで整理したとおり、2022 年度以降に FIT 認定を受けた事業が FIP 制度に移行する場合には、蓄電池の事後的併設は価格変更事由に該当しないこととする。

● FIT 制度から FIP 制度への移行認定要件

FIT 制度から FIP 制度への移行を認めるに当たっては、FIT 制度に参入している多数かつ多様な事業者が FIP 制度導入当初から FIP 制度の対象となり得、詳細を理解せずに FIP 制度へ移行してしまい、その後に FIT 制度に移行することも認められないため、混乱する等の事態が発生する可能性がある。

このようなリスクを回避するため、FIP 制度の下で長期的・安定的な電気供給を適切に実施できると認められる事業に限り、移行を認めることが適切である。一方で、FIP 制度への移行を積極的に推進する観点からは、過度な移行認定要件の設定により、いたずらにその対象を限定すべきではないことにも留意が必要である。具体的には、FIP 制度の下では、事業者が自ら市場で電気を取引することが必要であることから、移行を希望する事業が、「供給しようとする電気の取引方法が定まっていること」を確認することとした。

また、FIP 制度への移行を認める場合には、(7) に記載のとおり、当該事業が、すでにオンライン制御の対象であること、もしくはオンライン制御の対象となる予定であることが前提条件となる。オンライン制御が拡大するとともに多様な取引方法が認められるなかでサイバーリスクが一層高まると予想されることを踏まえ、「当該事業者が、系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であること」を確認することとした。

⁷ 再エネ特措法に基づく費用負担調整機関(2022 年度からは電力広域機関)において、これまでの FIT 制度における交付金の算定業務とは異なる業務が必要となるため、体制の拡充やシステムの整備が必要となる。

なお、上記の要件該当性については、FIT 認定事業者による FIP 移行認定の申請時に、申請必須項目とすることにより、確認することとした。

以上が FIP 制度の詳細設計となるが、FIP 制度施行後においても、予見可能性に配慮しつつ適切な見直しを実施し、必要に応じてファインチューニングを行っていく。

II. 系統増強費用への賦課金投入

2012年のFIT制度導入以降、急速に再生可能エネルギーの導入が進んだが、従来の系統運用の下で系統制約が顕在化してきている。仮に、系統の増強が行われなければ、再生可能エネルギーを需要地に送ることができず、安価な再生可能エネルギーの開発が可能なポテンシャルのある地域でも導入が進まないおそれがある。また、脱炭素化の要請がより一層強まる一方、首都直下地震等の大規模災害も見込まれる中、全国の送電ネットワークを、再エネ大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワークに転換していくことが重要である。

このため、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法において、今後、電力広域機関が将来の電源ポテンシャル等を考慮の上、地域間連系線や地内基幹系統の設備増強に計画的に対応する広域系統整備計画を策定することが法定化された。また、系統増強に係る全国大での費用負担調整の方法の一つとして、エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法において、2022年度から、賦課金方式を活用して費用を確保・交付する制度（系統設置交付金制度）が新たに創設されることとなった。

系統設置交付金制度は、再生可能エネルギーの導入による環境への負荷低減効果が全国大で需要家に裨益するものであるとの考え方のもと、その実施により系統制約が解消され、再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれる系統の増強費用として、原則全国で負担すべきものと整理された費用のうち、再生可能エネルギーの導入に伴い見込まれる社会的便益（電力価格低下及びCO₂削減効果）に対応した金額を、賦課金方式を活用して確保・交付する制度である。

以上を踏まえた、系統設置交付金制度の詳細設計は以下の通り決定した。

● 対象費用

改正法において、一般送配電事業者又は送電事業者は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するとき」に、その「設置及び維持に要する費用」を回収するための交付金の交付を受けられると規定されているところ、その具体的な対象費用は、工事費及び運転維持費のうち、再生可能エネルギーの電気を実際に運ぶ送変電設備に係る費用に限定することとした。

● 交付期間

系統設置交付金の対象となる系統が利用されることにより、国全体が受益することの対価として、賦課金で回収した費用を充てるという考え方のもと、対象となる系統を構成する設備が便益をもたらす期間として、耐用年数を基礎として交付金の交付期間を定めることとした。具体的には、設置する送変電設備毎の法定耐用年数を設定することとした。なお、法定耐用年数は、具体的には、架空送電線は36年、地中電線路は25年、変電設備は22年、通信設備は9年となる。

● 交付時期

再エネ主力化小委員会の中間取りまとめにおいて、系統設置交付金の交付時期は、国民負担とのバランスを考慮して、減価償却・費用計上のタイミングに交付することが決定されたところ。具体的な交付時期として、交付する側とされる側双方の事務手続を合理化して業務負担を抑制するため1年単位の交付とした上で、賦課金は年度ごとに定めて徴収する仕組みであることを踏まえ、各年度の早いタイミングで交付することとした。

● 交付額決定の考え方

系統設置交付金の交付額については、効率化インセンティブを付与して国民負担を抑制するため、計画値ベース（電力・ガス取引監視等委員会による審査を経た送電線増強費用の計画値に再生可能エネルギーの寄与率を積算）で、交付額を決定することとした。なお、交付額決定のプロセスに係る詳細設計は、関連する託送料金制度改革の議論と一体して、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会や電力・ガス取引監視等委員会において議論が進められている。

なお、マスタープランの策定に向けた具体的な検討は、引き続き、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び広域連系システムのマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会において進められていくことになる。

Ⅲ. 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度

FIT 制度により導入が急速に拡大した太陽光発電は、参入障壁が低く様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすいため、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと懸念がある。太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理（以下「廃棄等」という。）は、発電事業者の責任の下、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき行われる必要があり、FIT 制度では、制度創設以来、廃棄等に必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）を想定した上で調達価格を決定してきているが、事業者による積立て実施率は低かった。

こうした背景の下、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度について、原則として外部積立てを求め、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立てを認めることも検討するという方向性の下、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（以下「廃棄等費用確保 WG」という。）では、専門的視点から検討して 2019 年 12 月に中間整理を取りまとめた。そして、同中間整理及びその内容を盛り込んだ再エネ主力化小委員会の中間取りまとめを踏まえて、2020 年 6 月に成立したエネルギー供給強靱化法に含まれる再エネ特措法改正法の下で、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを確保する制度が創設されることとなった。

廃棄等費用確保 WG では、中間整理や改正法を踏まえて施行に向けて更なる検討が必要な事項について、2020 年 10 月に審議された。そこで合意された内容は 2020 年 10 月に合同会議に報告され、その内容に沿って、今後、できるだけ早期に準備や周知を進めていくこととした。

以上を踏まえた廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の全体概要は、以下のとおり。

● 対象

10kW 以上すべての太陽光発電の FIT・FIP 認定事業（複数太陽光発電設備事業を含む）を対象とすることとした。

● 積立て方法

改正法の下では、原則、認定事業者が、電力広域的運営推進機関に、廃棄等費用を源泉徴収的に外部積立てすることとされた。

その際、FIT 認定事業における外部積立てについては、買取義務者を經由して行うことが規定されている。認定事業者と買取義務者との間で積立金と買取費用を、買取義務者と推進機関との間で積立金と交付金を、それぞれ相殺する方向で具体的な制度設計を進める。

また、FIP 認定事業における外部積立てについては、プレミアム（供給促進交付金）から廃棄等費用が控除されることにより行うことが規定されている。プレミアムの額が解体等積立金の額に不足する場合には、当該不足額について、1 年分程度をまとめて認定事業者へ通知し、振込等の方法により積み立てることを求めることとした。なお、一時調達契約により電気を供給するときは、FIT 認定事業における外部積立てと同様の方法により積立てを求めることとした。

● 積立て金額水準・単価

調達価格又は基準価格の算定において想定されている廃棄等費用⁸を、設備利用率に応じて電気供給量当たり換算したもの（kWh ベース）とすることを基本とした。なお、改正法において、解体等積立基準額（認定事業者が供給した電気 1kWh 当たりの積立額）は調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することが規定されており、調達価格等算定委員会では、以上の整理も踏まえた具体的な解体等積立基準額について、2021 年 1 月に取りまとめられた「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」においてまとめている。

また、実際の廃棄等において積立額に不足が発生した場合は、事業者が自ら確保する必要がある。

● 積立て時期・頻度

積立て時期は、一律に調達期間又は交付期間の終了前 10 年間とすることとし、積立て頻度は、調達価格の支払又は交付金の交付と同頻度（現行では 1 ヶ月）とすることとした。

● 積立金の使途・取戻し

積立金を取り戻す際には、廃棄等が確実に実施されると見込まれる資料の事前提出を求めるとともに、積立金の流用を防止するための措置を併せて講じることとした。

積立金の取戻しは、調達期間中に発電事業を終了・縮小する場合、または、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合に限り、一定の条件の下で全部又は一部について認めることとした。また、積立金の一部取戻しが認められる場合、廃棄される太陽光パネルが、認定上の太陽光パネル出力の 15% 以上かつ 50kW 以上を廃棄することを要件とし、その際に取戻し可能な金額についても、廃棄する太陽光パネルの割合等に応じた限度額を設けることとした。

加えて、改正法において、認定事業者等以外が、廃棄物処理法等により解体等に係る措置を講じた場合において、認定事業者等にあらかじめ通知した上で、認定事業者等に代わって解体等積立金を取り戻すことができることが規定されている。

● 積立金の確保・管理

積立金管理業務は、改正法において、電力広域的運営推進機関が行うことが規定されている。

なお、事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻すことはできず、事業譲渡時には積立金も承継されることとなる。

● 例外的に認められる内部積立て

改正法において、源泉徴収的な外部積立て以外の方法による積立てが特例的に認められることが規定されている。調達期間又は交付期間終了後の長期安定的な発電事業の促進及びリプレース等による廃棄等の最小限化のため、長期安定発電や資金確保に係る厳格な条件を満たす案件については、例外的に内部積立ても認めることとした。

その確保・担保の方法としては、積立て主体が、金融機関との関係で使途が限定された預金口座、又は金融商品取引所との関係で開示義務がある会計士により監査された所定の財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保すること、又は、資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保することを求

⁸ ただし、2019 年度までの入札案件については、当該入札回の最低落札価格を基準に調整することとする。

めることとした。

その場合に確保・担保する必要がある金額水準は、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上とすることとした。また、確保・担保する時期については、外部積立てと同じか、より早い時期とすることを求め、履行状況については、施行規則に基づく定期報告（年1回）の際に確認することとした。

取崩しは、基本的には、外部積立てにおいて積立金の取戻しが認められる場合と同じ条件とするが、修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認める。ただし、その場合も、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しを求めることとした。

その他、内部積立てが認められる条件を満たさなくなるときは、外部積立てに移行することや、確保・担保の計画・履行状況の公表に同意することなども求めることとした。

● 実施時期

最も早い事業が積立てを開始する時期を、2022年7月1日とし、事業毎の調達期間又は交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始することとした。

IV. 長期未稼働案件に対する対応

2012年7月のFIT制度開始以降、特に事業用太陽光発電は急速にFIT認定・導入量が拡大した一方で、FIT認定を受けているものの、運転を開始せず未稼働となっている案件が多く存在する。こうした未稼働案件によって、①将来的な国民負担増大の懸念、②新規開発・コストダウンの停滞、③系統容量の空押さえといった問題が生じている。

このような案件に対し、これまで、2017年4月に施行された改正再エネ特措法において、一般送配電事業者との接続契約の締結に必要な工事費負担金の支払をした事業者であれば、着実かつ迅速に事業化が見込まれるとの想定の下、①法律上、2017年3月末までに接続契約を締結できていない既認定案件を失効させることとし、②省令において、2016年8月1日以降に接続契約を締結した案件には運転開始期限を設定する措置を講じた。また、2018年12月、①及び②の対策を講じてもなお大量の案件が未稼働となっていることに鑑み、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や運転開始期限の設定等の措置を新たに講じた。

それでもなお、依然として大量の未稼働案件が継続していることから、2019年9月より、再エネ主力化小委員会において、未稼働案件への対策について議論が行われ、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法により、2022年度から、認定取得後、長期にわたり運転が開始されない場合には、認定を失効させる制度が新たに創設されることとなった。

認定失効制度は、①適用される調達価格の適時性の確保、②系統利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすることを目的とし、この制度目的を達成するために、未稼働の状態が長期間継続する案件について、事業の実施（運転開始）が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要である。このため、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかで運転開始に至る蓋然性を判断する、ということを経験的考え方として検討を行い、再エネ発電設備の区分等ごとに認定から失効までの期間を以下の通り決定した。併せて、認定失効制度に付随し、2017年度以前に認定を受けた太陽光以外の電源に対する運転開始期限も新たに設けることを決定した。

（1）失効制度の詳細設計

一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうか、という観点から、運転開始期限の1年後の時点の進捗状況で判断することとする。改正法施行日以降に運転開始期限を迎える場合を基本ケースとすると、

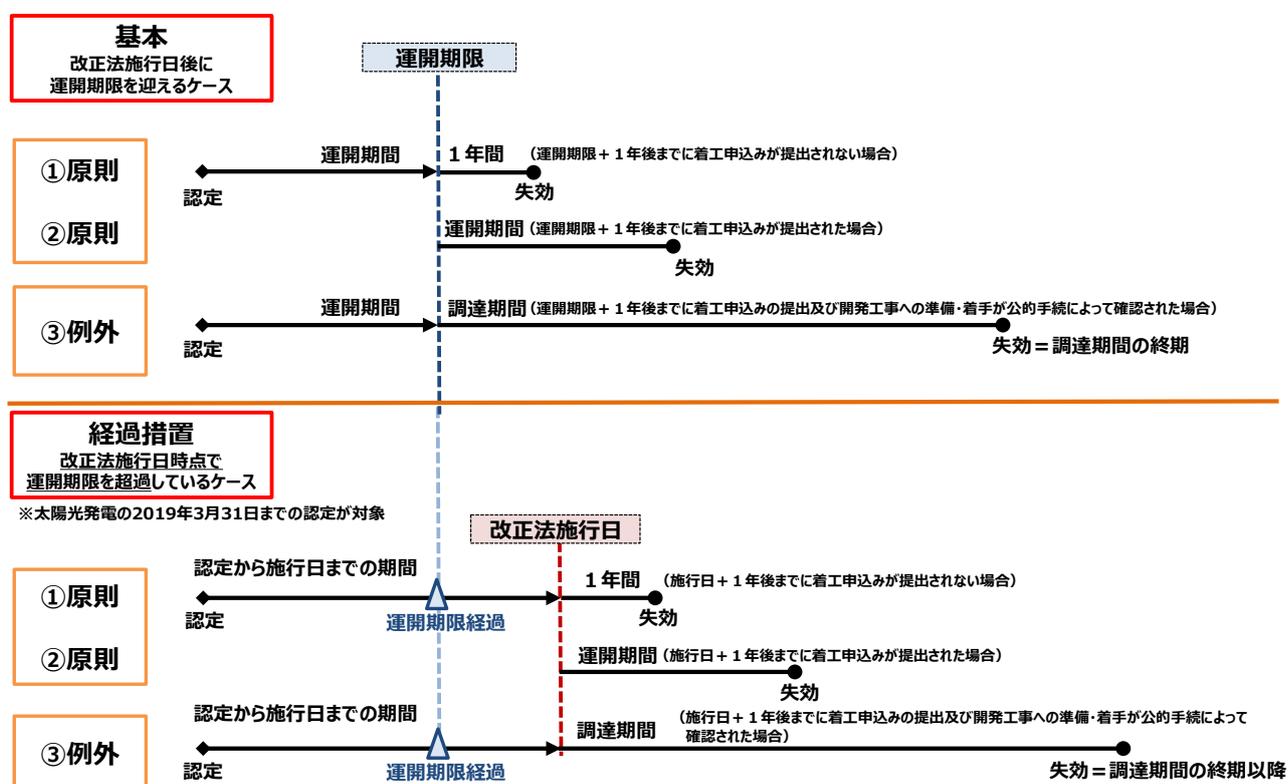
- ①運転開始期限の1年後までに系統連系工事着工申込みを行わず、運転開始に至らない場合はその時点で失効する
- ②運転開始期限の1年後までに系統連系工事着工申込みを行えば、進捗を評価し、運転開始期限に猶予期間として運転開始期間にあたる年数を加え、それまでに運転開始に至らない場合はその時点で失効する
- ③大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、運転開始期限の1年後までに系統連系工事着工申込みを行い、かつ、工事計画届出が不備無く受領されたこと、または、環境影響評価準備書に対する経産大臣勧告等がなされたことが確認されれば、運転開始期限に猶予期間として調達期間にあたる年数を加え、実質的な失効リスクを取り除く

設計とすることが取りまとめられた。

また、改正法施行日（2022年4月1日）時点で運転開始期限を超過しているケースについては、改正法施行日の1年後の時点進捗状況で判断することとする。この経過措置のケースでは、

- ①改正法施行日の1年後までに系統連系工事着工申込みを行わず、運転開始に至らない場合はその時点で失効する
- ②改正法施行日の1年後までに系統連系工事着工申込みを行えば、進捗を評価し、改正法施行日に猶予期間として運転開始期間にあたる年数を加え、それまでに運転開始に至らない場合はその時点で失効する
- ③大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、改正法施行日の1年後までに系統連系工事着工申込みを行い、かつ、工事計画届出が不備無く受領されたこと、または、環境影響評価準備書に対する経産大臣勧告等がなされたことが確認されれば、改正法施行日に猶予期間として調達期間にあたる年数を加え、実質的な失効リスクを取り除く

設計とすることが取りまとめられた。



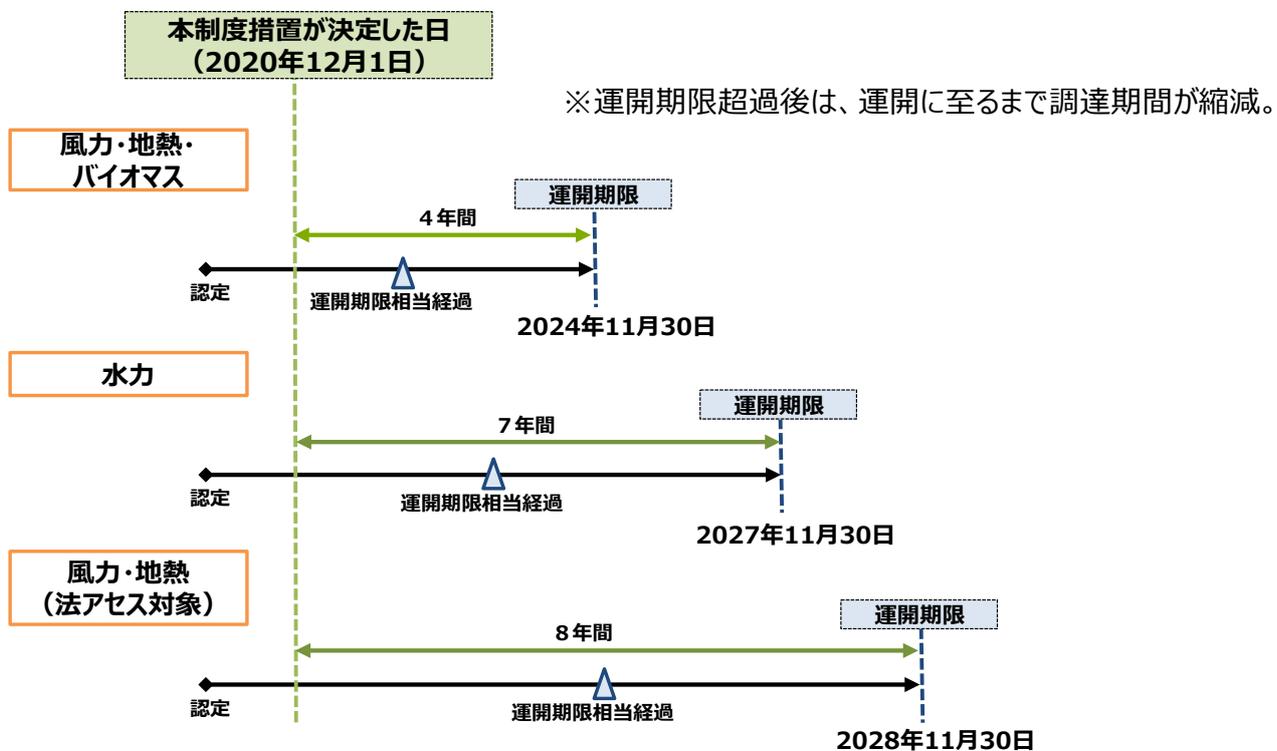
(2) 2017年度以前に認定を受けた太陽光以外の案件に対する運転開始期限の新規設定

風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備は、2018年度認定案件からは、電源ごとに一律の運転開始期限が設定されているが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件については運転開始期限が設定されていない。他方、太陽光発電については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則全ての案件に運転開始期限を設定している。

(1) で記載した失効制度において、運転開始期限による規律を前提に失効を猶予する措置としていることから、運転開始期限のない案件を同様に扱うことは適当では無く、また、運転開始期限のないまま未稼働が継

続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられ、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、「今回の措置が決定した日を起算点※」とし、運開期限を一律に設定することとされた。

※本措置については、2020年12月1日付で公布



V. その他（公表制度、納付金返還制度）

（1）公表制度

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、持続的にその導入を拡大していくためには、再生可能エネルギーが地域で信頼を獲得し、地域社会と一体となりつつ、責任ある長期安定的な事業運営が確保されることが不可欠である。これまでも、安全の確保、地域との共生、太陽光発電設備の廃棄対策などの取組を進めてきたことによって、事業運営にあたって地域に根ざすことの重要性が、一部の再エネ発電事業者には認識されつつある。他方、FIT 制度を契機に急速に拡大してきた太陽光発電をはじめ、再エネ事業実施に対する地域の懸念は依然として存在しており、こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが、地域からの信頼を得るために重要である。

このため、2019年9月より、再エネ主力化小委員会において、地域共生のための公表情報の在り方について議論が行われ、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法において、2022年度から、公表情報の拡大が措置されることとなった。

これまで2017年4月に施行した改正再エネ特措法に基づき、再エネ発電事業計画に記載された事項のうち、発電設備の識別番号、認定事業者名、発電設備の出力等の情報について、経済産業省ホームページにおいて公表されている。一方、例えば、稼働・未稼働の状況や運転開始期限等、再エネ発電事業計画に記載がないものは、事業者の適正な事業の実施を促すとともに、地域住民に対する情報提供の意義があると考えられる情報であっても、公表されていない。

そのため、改正法において、「再エネ発電事業計画に記載された事項に留まらず、認定計画の実施の状況に関する情報の公表に関する規定」が設けられたことを踏まえ、計画記載事項の追加的公表を含め、地元の理解促進、地域共生に資する情報を公表することを決定した。具体的には、①発電設備の稼働（運転開始月を含む）・未稼働の状況、②地域活用要件への該当性（低圧太陽光発電設備）、③廃棄等費用の積立てに関する情報を新たに公表することとした。また、今後さらに地元の理解促進や地域共生に資する情報が明らかになった場合には、追加を検討することとする。

（2）納付金返還制度

再生可能エネルギーのコスト低減に伴い、FITの固定価格（買取費用）と市場価格が逆転することも想定されうる市場環境となってきた。FIT制度においては、買取費用が市場価格より十分高いことを前提に、FIT電源の発電した電気の買取費用と市場での売電収入との差分として不足が生じ、買取義務者の負担となる費用について、国民負担の賦課金で補填する制度となっている。これにより、FIT認定事業者から市場での売れ残りリスクや価格変動リスクを除去するとともに、買取義務者が負担を負わない仕組みとなっている。この点、市場価格が買取費用を上回った場合には、差分としての余剰が買取義務者に生じることになるが、FIT制度の負担の仕組みを踏まえれば、余剰分は賦課金の軽減に充てることにより、国民に還元すべきものである。

このため、2020年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法において、2022年度より、買取義務者に余剰が生じた場合の差額を納付金として返還させる制度が新たに措置されることとなった。

納付金の納付時期については、買取義務者への交付金の交付時期と揃えて、1 か月単位の納付とすることとした。

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

委員等名簿

委員長

山地 憲治 地球環境産業技術研究機構（RITE）副理事長・研究所長

委員

秋元 圭吾 地球環境産業技術研究機構（RITE）システム研究グループリーダー

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

江崎 浩 東京大学大学院情報理工学系研究科 教授

大石 美奈子 （公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授

荻本 和彦 東京大学生産技術研究所 特任教授

小野 透 （一社）日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部代表代行

新川 麻 西村あさひ法律事務所 パートナー

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

長山 浩章 京都大学大学院総合生存学館 教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別部門 客員教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

オブザーバー

岡本 浩 東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長

川越 祐司 株式会社エネット 代表取締役社長

後藤 弘樹 日本地熱協会 理事

鈴木 聡 （一社）太陽光発電協会 事務局長

仙田 正文 電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業制度企画室長

早田 敦 電気事業連合会 専務理事

都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長

中島 大 全国小水力利用推進協議会 政策委員長

祓川 清 （一社）日本風力発電協会 副代表理事

柚山 義人 （一社）日本有機資源協会 専務理事

（五十音順・敬称略）

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
委員等名簿

委員長

山地 憲治 地球環境産業技術研究機構（RITE） 副理事長・研究所長

委員

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

大石 美奈子 （公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

大貫 裕之 中央大学 常任理事・法科大学院教授

桑原 聡子 外苑法律事務所 パートナー弁護士

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

長山 浩章 京都大学大学院総合生存学館 教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授

オブザーバー

川越 祐司 株式会社エネット 代表取締役社長

国松 亮一 （一社）日本卸電力取引所 企画業務部長

後藤 弘樹 日本地熱協会 理事

鈴木 聡 （一社）太陽光発電協会 事務局長

早田 敦 電気事業連合会 専務理事

仙田 正文 電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業制度企画室長

谷川 喜祥 （一社）日本経済団体連合会環境エネルギー本部 上席主幹

都築 直史 電力広域的運営推進機関 理事・事務局長

中島 大 全国小水力利用推進協議会 事務局長

祓川 清 （一社）日本風力発電協会 副代表理事

湊元 良明 日本商工会議所 産業政策第二部長

柚山 義人 （一社）日本有機資源協会 専務理事

（五十音順・敬称略）

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
基本政策分科会
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
合同会議

開催実績

回数は「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」・「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会」の順に記載

第 18 回・第 6 回（2020 年 7 月 22 日）

- 「再エネ型経済社会」の創造に向けて

第 19 回・第 7 回（2020 年 8 月 31 日）

- FIP 制度の詳細設計とアグリゲーション・ビジネスの更なる活性化
- 電力ネットワークの次世代化
- 長期未稼働案件に係る対応について

第 20 回・第 8 回（2020 年 10 月 9 日）

- FIP 制度の詳細設計
- 電力ネットワークの次世代化

第 21 回・第 9 回（2020 年 10 月 26 日）

- 地域に根差した再エネ導入の促進
- 回避可能費用に係る激変緩和措置の取扱い
- 電力ネットワークの次世代化

第 22 回・第 10 回 (2020 年 12 月 7 日)

- 電力ネットワークの次世代化
- FIP 制度の詳細設計
- 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用

第 23 回・第 11 回 (2021 年 1 月 13 日)

- FIP 制度の詳細設計とアグリゲーション・ビジネスの更なる活性化
- 電力ネットワークの次世代化

第 24 回・第 12 回 (2021 年 2 月 16 日)

- 市場価格高騰を踏まえた FIT 制度上の制度的対応
- 分散型リソースの導入加速化に向けて
- 電力ネットワークの次世代化
- エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法に係る詳細設計 (案)